

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針を踏まえた 第2回定例会等における議会運営について

令和2年5月25日に緊急事態宣言は解除されましたが、政府による「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」を踏まえ、第2回定例会等において、以下のとおり対応します。

1 会議開催に当たっての基本的な感染対策

議員、当局及び報道関係者が本会議・委員会に出席等するに当たっては、以下の対応を取る。

- (1) マスク等の着用を原則とする。
- (2) 議場・委員会室等に入室する際は、手指消毒を徹底する。
- (3) 3密を回避し、人と人との間隔を空けるよう留意する。
- (4) 会議開始前までに各自検温を実施し、発熱又は風邪の症状がある場合は、欠席する等の適切な対応を取る。
- (5) 空調により室内への外気の取り入れ・空気の循環を行う。

2 本会議・委員会

- (1) 本会議においては、質疑・質問を行う議員は、当局が感染拡大防止策や社会経済活動に係る施策を最優先で進められるよう、効率・効果的な質疑・質問とするように努める。また、委員会においても、長時間の審査とならないよう、効率・効果的な運営に努める。
- (2) 本会議においては、議長席及び演壇に飛沫感染防止のためのアクリル板を設置し、議長席及び演壇においては、マスク等の着用は自由とする。
(なお、委員会においては、1(1)に記載のとおり、マスク等の着用を原則とする。)
- (3) 当局については、議事運営上必要な範囲内において出席を求める。また、必要に応じて会議中に入退室することは妨げない。

※ 出席議員の調整は行わない（緊急事態宣言が再度発出された場合はこの限りではない）。

3 傍聴

- (1) 傍聴者については、「1 会議開催に当たっての基本的な感染対策」と同様の対応をお取りいただく。また、受付時に検温を実施し、発熱又は風邪の症状がある場合は傍聴を遠慮いただく。
- (2) 傍聴者の安全・安心の観点から、3密を可能な限り回避するため、傍聴席では1席ずつ間隔を空けて着席する（議場は103席、委員会室は10席を傍聴席数の上限とする）。また、親子傍聴室については、各室1組とする。
- (3) モニター視聴についても3密を回避するよう留意する。
- (4) 傍聴席数には限りがあることから、混雑を回避するため、インターネット中継の積極的な利用も促し、ホームページにおいて周知する。

4 行政視察

- (1) 全国市議会議長会の通知を踏まえ、視察を実施する場合は、政府の基本的対処方針や、視察先の都道府県の指針等を踏まえ、視察先の意向等にも十分に配慮する。また、本市及び視察先地域の感染状況の動向に留意し、状況に応じて実施の有無を検討する。
- (2) 本年の夏季については、各地域の感染状況の動向を見極めることとし、原則として視察は実施しない。
- (3) 海外への視察については、入国制限等を実施している国も多く、その状況は流動的であることから、今年度は原則として行わない。